

令和5年

2月号

濱田会計事務所通信

令和5年2月4日発行 Vol.66

今年の10月から始まる消費税の適格請求書等保存方式（インボイス方式）の準備のため、2年前からこの事務所通信でもYouTube動画でも解説を進めてきました。消費税のインボイス制度は非常に重要かつ分かりづらい制度であるため、以前に解説した事も含めて改めて解説をします。

事業をされている方は制度が開始する前に出来るだけ理解を進めておき、対応頂くようお願い致します。

適格請求書等
保存方式
(インボイス方式)



事業者によって違う適格請求書の重要度

消費税の適格請求書等保存方式が導入されると各事業者はそれぞれ対応が必要となりますが、その時点で課税事業者なのか免税事業者なのか、仕入税額控除の計算について簡易課税制度を選択しているのか、取引先は事業者なのか、消費者なのか、などによりそれぞれ取るべき対応が異なります。それぞれについて、売手としての対応と買手としての対応をまとめましたので、事前に対応のご検討をお願い致します。

1. 消費税の課税事業者、簡易課税制度の適用なしの事業者

(1) 売手として

適格請求書発行事業者として登録をし、登録番号を取得して下さい。

請求書等を発行する際は登録番号等を記載した「適格請求書」を発行し、控えを保存して下さい。

(2) 買手として

消費税の課税対象となる支払いをする際は、支払先から適格請求書等の交付を受けて下さい。支払先が適格請求書発行事業者の登録を受けておらず、適格請求書を発行出来ない場合は①支払先に適格請求書発行事業者の登録を行うように勧める②適格請求書発行事業者以外との取引を控える③消費税を負担する分、税抜価格を下げるように交渉をする④仕入税額控除を行わない（税負担を受け入れる）のいずれかの対応を検討して下さい。

ただし、令和5年度の税制改正大綱で一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）が公表され、基準期間※1における課税売上高※2が1億円以下又は前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となる見込みです。

※1 基準期間

基準期間とは、法人では原則として前々事業年度をいいます。

例えば、令和5年10月1日～令和6年9月30日までの事業年度の基準期間は、前々事業年度の令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間になります。

ただし、事業年度が1年でない法人や決算期を変更したこと等により、前々事業年度が1年に満たないような場合には、特別な計算を行います。

個人の場合の基準期間は前々年をいいます。



※ 2 課税売上高

課税売上げとは、消費税がかかっている収入をいいます。通常は売上高を指しますが、例えば土地の売り上げや住宅の家賃収入は消費税は非課税とされているので、その売上高は課税売上高には含まれません。売上高ではなくても事業で使っている車を売却して得た収入も消費税がかかっているため、販売代金は課税売上高となります。また、輸出版売をする場合は消費税が免除されますが、輸出売上高は課税売上高に含まれます。

返品、値引き等があった場合はその金額を差し引いた金額となります。

2. 消費税の課税事業者、簡易課税制度の適用ありの事業者

(1) 売手として

1. (1)と同じです。

(2) 買手として

簡易課税制度を選択している場合、仕入税額控除の計算は「みなし仕入れ率」により行います。従って適格請求書等の保存は必要なく、従前どおりの対応で問題ありません。ただし、簡易課税制度の適用を受けられなくなる場合や、簡易課税制度の適用を受けない方が有利となる場合もあるのでその際は1. (2)と同様の対応が必要となります。

3. 消費税の免税事業者で取引先が簡易課税制度の適用を受けない事業者である場合

(1) 売手として

売上先は1. (2)に記載のように検討すると考えられます。その上で適格請求書発行事業者としての登録をするかどうかの判断を行って下さい。適格請求書発行事業者としての登録を受けたい場合は今後消費税の課税事業者となり消費税の計算と納付が必要になります。

(2) 買手として

(1)の判断により消費税の課税事業者となる場合で簡易課税制度の適用を受ける場合は2. (2)と同様の対応を、簡易課税制度の適用を受けない場合は1. (2)と同様の対応を行って下さい。

動画解説はこちら



YouTube
チャンネル



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。

【最近の動画】

- ・証券会社に強く勧められた投資信託を1年半所有した結果
- ・マイナンバーカードで戸籍の附票を取ってみた
- ・1分で分かる決算書の見方



YouTube
チャンネル



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

